

No.	ページ	項目名	質問	回答
1	公募設置等指針	用語の定義	今回のケースでは公募対象公園施設と特定公園施設がエリア分けされずに混在する事が考えられると思うのですが、どのようにして両者を区分されるのでしょうか？	公募対象公園施設の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号）が公募対象公園施設のエリアとし、それ以外の部分が特定公園施設のエリアとします。
2	公募設置等指針 P4	⑧特定公園施設の管理運営	特定公園施設としてトイレを整備することになっておりますが、その上下水道料、電気料金については、貴市の負担でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
3	公募設置等指針 P4	(5) その他	競合リスクを避けるためにも学びの森、市民公園の中で新規のPark-PFIをやる場合は、協議させて頂きたいのですがよろしいでしょうか？	競合が見込まれる事業を検討する際は事前に協議します。
4	公募設置等指針 P5	(1) ①整備に関する条件	井戸を採掘することは可能でしょうか？	可能です。
5	公募設置等指針 P5	(1) ①整備に関する条件 (ウ)	地下空間を使用するのは可能でしょうか？	地下空間は計画しないでください。
6	公募設置等指針 P5	(1) ①整備に関する条件 (ク)	道路空間からの引込位置として、上下水道、ガス等の配置図をご提示ください。	市で実施する事業対象区域への上下水道の引き込み位置は、北東角を予定しています。また、電気・ガスについてはインフラ管理者とご協議ください。
7	公募設置等指針 P5	(1) ①整備に関する条件 (コ)	電柱移転はいつごろ確認できますか。	年度内には、移設も含めた方向性が確定する予定です。
8	公募設置等指針 P5	(1) ②管理運営に関する条件	公募対象公園施設は、固定資産税及び都市計画税の対象でしょうか？	公募対象公園施設の建物のみ固定資産税及び都市計画税の対象となります。
9	公募設置等指針 P5	(1) ②管理運営に関する条件	飲食店を出店する場合、アルコールの提供はしてもよろしいでしょうか？	可能です。
10	公募設置等指針 P7	(4) 公募対象公園施設の使用料等の額の最低額	当該使用料に関する消費税の有無についてご教示ください。	設置管理許可期間が1月未満であるときは、消費税法に基づき課税対象となりますが、本事業においては1月以上となるため、課税対象にはなりません。
11	公募設置等指針 P7	(5) ①特定公園施設的设计・建設について	特定公園施設内にトイレを設置する場合、整備費用は負担金の対象になると考えてよろしいでしょうか？ また、20年間の事業計画の中で特定公園施設のトイレ等更新の場合の負担金についてご教示ください。	特定公園施設内にトイレを設置する場合、整備費用は負担金の対象になります。 また、特定公園施設の改修・修繕については、市が行うものとし、別表「リスク分担表」を修正します。
12	公募設置等指針 P7	(5) ①特定公園施設的设计・建設について	飲食等提供する際、学びの森等の芝生施設は使用してもよろしいでしょうか？	飲食等提供における特定公園施設以外でのテーブル、イスなどの使用は、使用の度に公園使用許可申請を行っていただく必要があります。また、公園使用料も発生します。
13	公募設置等指針 P8	利便増進施設の設置に関する事項	看板等の掲示は、他の公園施設に設置してもよろしいでしょうか？	屋外広告物に限り、他の公園施設への設置を含んだ提案が可能です。
14	公募設置等指針 P8	(6) ②利便増進施設を設置する場合の公園占有使用料	当該使用料に関する消費税の有無についてご教示ください。	当該使用料は課税対象ではありません。

15	公募設置等指針 P8	(7) ①公募対象公園 施設周辺の清掃等に関する事項	公募対象公園施設周辺とは、どの範囲を想定されていますでしょうか？	特定公園施設の維持管理を行っていただくことも踏まえ、ご提案いただきたいと思います。
16	公募設置等指針 P12	公募の手続きに関する事項等 (1) 日程	事業スケジュールにおいて、「認定計画提出者による工事」の完了時期を守れば、「公募設置等計画の認定」の時期をずらすことは可能でしょうか？	「公募設置等計画の認定」の時期を延ばすことは可能ですが、期限は5月上旬までとします。
17	公募設置等指針 P14	(2) 1. (3) 全体コンセプト	想定されているロゴの使い方がありましたらご教示ください。 また、基本協定締結後及び事業進展に伴い、ロゴを追加、変更することは可能でしょうか？	市が作成するパンフレットや広報紙等への掲載に使用することを想定しています。 また、「公募設置等計画の認定」を行う前であれば、全体コンセプトの大幅な変更とならない程度の内容で、追加・変更していただくことも可能です。但し、「公募設置等計画の認定」の後においては、認定公募設置等計画の変更が必要となります。
18	公募設置等指針 P16	(6) イ 第二次審査	プレゼンテーションは公開するのでしょうか？ 公開するのであれば人数制限等はあるのでしょうか？	プレゼンテーションは非公開で実施します。
19	参考資料	地積測量図	当該敷地の南側は、JR東海の鉄道敷に接するとの理解でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
20	様式3 様式4 様式5		「協力企業」の記載を求められておりますが、様式2の応募登録申込書に記載する構成員以外の協力企業について、誓約書（様式3）、事業者別状況調書（様式4）、事業者の経理状況調書（様式5）に記載は必要でしょうか？ また、協力企業はどこまで含めるのでしょうか？（下請業者を協力企業と呼ぶのか。また、管理会社、イベント会社も含めるのか？）	代表者、構成員、協力企業の関係が分かりづらいため、別紙1で示すとともに、様式3～5を一部修正します。また、代表者及び構成員以外の協力企業につきましては、様式3～5の記載は不要ですが、「公募設置等指針P14 (1) 応募書類 1. 応募申込書 (3) 事業実施体制表」に記載してください。
21	様式3 様式4 様式5		受注後、協力企業に記載されていない会社に協力してもらってもよろしいでしょうか？	基本協定の締結後、新たな協力企業と事業を進めることは可能ですが、基本協定書（案）第28条及び第47条に係る事項については、市の承認が必要となりますのでご留意ください。
22	基本協定書 第1章	第2条 (10) 協力者	協力者とは、公募設置等指針の協力企業と同じと理解してよろしいでしょうか？	そのとおりです。
23	基本協定書 第1章	第8条認定公募設置等計画の変更	変更する場合、どの程度をお考えでしょうか？軽微な変更は、該当しないとしては如何でしょうか？（文面に加えて頂けないでしょうか？）	認定公募設置等計画の変更は、整備・運営に大幅な変更が生じた場合を考えています。よって、軽微な変更は該当しないことを文面に加えます。
24	基本協定書 第3章	第27条第5項	公募設置許可申請書には、週間工程表の添付は必要でしょうか？	必要ありません。
25	基本協定書 第5章	第41条第1項	乙に関する決算書及び会計監査報告書とは、構成員の各法人の決算書及び会計監査報告書と理解してよろしいでしょうか？	市では、本事業における経営状況を把握することを目的としており、コンソーシアムやSPCを想定した決算書及び会計監査報告書の提出を求めています。コンソーシアム等以外の場合は、基本協定書の締結時における事業者の体制によって、基本協定書（案）第41条第1項の条文を経営状況が分かる書類の提出を求める内容に修正することを検討します。

26	基本協定書 第5章	第44条	将来的に、公募対象公園施設の形状、面積に変更を加える場合、特定公園施設との面積配分、形状に影響を受けます。このような場合にも、協議、契約の変更などを経て、当該の変更を可能と考えてよいのでしょうか？	変更した認定公募設置等計画の内容が事業目的に合致し、承認できる内容であった場合は変更を可能なものとします。
27	基本協定書 第8章 第9章		甲の保険はどのような保険に加入しているのでしょうか？	市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市が行う業務上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しています。
28	基本協定書 第10章	第65条	乙の解除項目の条項を追記いただけないでしょうか？	双方協議の上、検討します。
29	別表	リスク分担表	リスク分担表については第9条に準じるものと考えておりますので、リスク分担表に関しましては協議させて頂きたいと考えているのですがよろしいでしょうか？	双方協議の上、検討します。